

# 【記載例】デジタル簡易無線局個別登録申請書（個別登録の新規登録、再登録受付期間を過ぎてしまった再登録）

無線局登録申請書

令和 年 月 日

提出する日または  
投函する日を記入

殿

収入印紙貼付欄

- (1)収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、この欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格A列4番の用紙に貼付すること。  
 (2)収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請書の余白に「過納承諾 氏名」と。  
 (3)割印をしないこと、収入印紙同士の重ね貼りしないこと・収入印紙にセロテープ等を貼り付けないこと。

電波法第27条の21第2項の規定により、無線局の登録を受けたいので、同条第3項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

また、上記の申請に併せて、電波法第27条の23の規定により、登録記録に記載されている事項を証明した書面の交付を請求します。

(注：申請に併せて登録事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。但し電波法施行規則第38条の規定により、登録事項証明書は無線設備の常置場所に備え付けておかねばなりません。)

記

## 1 申請者

(注：法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。)

住 所	都道府県—市区町村コード [ 記載不要 ] 〒 ( 4 6 1 - 0 0 1 1 ) 例：愛知県名古屋市中区白壁1-15-1
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ例：トウカイツツカブシキカイシャ ダイヒョウトリマリヤク トウカイ デンパ タロウ 法人名：例：東海総通株式会社 代表者役職：例：代表取締役 代表者氏名：例：東海 電波太郎

代理人

(注：代理人による申請の場合は、代理人に関する必要事項を記載し委任状を添付すること。)

住 所	都道府県—市区町村コード [ 記載不要 ] 〒 ( - )
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ

注：登録事項証明書の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。

## ● 2,730 円の収入印紙を貼付

(個別登録申請手数料 2,250 円 + 登録事項証明書交付手数料 480 円)

※登録事項証明書は無線設備の常置場所に備え付けておかねばなりません

## ● 必要額を超える収入印紙を貼付する場合は、申請書の余白に「〇〇〇円 過納承諾 氏名」のように記載してください。

## ⚠ 注意事項

1. 割印をしない…割印をすると使用済み扱いとなってしまいます。
2. 収入印紙同士を重ね貼りしない…未使用の収入印紙であるかを確認する作業が発生するため処理が遅れる恐れがあります。
3. 収入印紙にセロテープ等を貼り付けない…2の理由に加え、手数料を収納する際に支障があり処理が遅れる恐れがあります。収入印紙の上には絶対に何も貼り付けないでください。

【法人】は2ページ目へ

【団体】 【個人】は3ページ目へ

注：申請書及び別紙の用紙は、日本産業規格A列4番とすること。  
 注：申請書及び別紙への記載に鉛筆や消せるインクのボールペンなどの筆記用具を使用しないこと。

無線局登録申請書

令和 年 月 日

東海総合通信局長 殿

収入印紙貼付欄

- (1)収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、この欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格A列4番の用紙に貼付すること。
- (2)収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請書の余白に「過納承諾 氏名」のように記入すること。
- (3)割印をしないこと、収入印紙同士の重ね貼りしないこと・収入印紙にセロテープ等を貼り付けけないこと。

電波法第27条の21第2項の規定により、無線局の登録を受けたいので、同条第3項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。  
 また、上記の申請に併せて、電波法第27条の23の規定により、登録記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。

(注：申請に併せて登録事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。但し電波法施行規則第38条の規定により、登録事項証明書は無線設備の常置場所に備え付けておかねばなりません。)

記

1 申請者

(注：法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。)

住 所	都道府県—市区町村コード [ 記載不要 ] 〒 ( 4 6 1 - 0 0 1 1 ) 例：愛知県名古屋市中区白壁1-15-1
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ例：トウカイソウツウカブシキカイシャ ダイヒョウトリシマリヤク トウカイテンパタロウ 法人名例：東海総通株式会社 代表者役職例：代表取締役 代表者氏名例：東海 電波太郎

代理人

(注：代理人による申請の場合は、代理人に関する必要事項を記載し委任状を添付すること。)

住 所	都道府県—市区町村コード [ 記載不要 ] 〒 ( - )
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ

注：登録事項証明書の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。

【法人】の場合

登記上の本社（本店）住所・法人名、代表者の役職及び氏名を記入  
 （法人名・代表者役職・代表者氏名のフリガナを記入）

△工場・支社・支店等で届出不可 = 工場長・支社長・支店長で届出不可

〒 ( 4 6 1 - 0 0 1 1 )

例：愛知県名古屋市中区白壁1-15-1

フリガナ例：トウカイソウツウカブシキカイシャ ダイヒョウトリシマリヤク テンパ タロウ

法人名例：東海総通株式会社

代表者役職例：代表取締役 代表者氏名例：電波 太郎

代理人による申請を行う場合は、

本欄を記入し委任状を添付すること

- △グループ法人（親会社・子会社等）は別法人であるため委任状が必要です。
- △登録人と登録人所有の施設の管理会社は別組織であるため委任状が必要です。

- 委任状の様式と記載例はダウンロード集の「A13-16 委任状」から入手できます。

## 【個人】の場合

登録事項証明書（無線局登録状）記載の住所、氏名を記入（氏名のフリガナを記入）

△個人事業主は、屋号を記載しない

〒（461-0011）  
例：愛知県名古屋市中区白壁1-15-1  
コーポ東海総通101号室

フリガナ例：デンパ タロウ

氏名例：電波 太郎

## 【団体】の場合

団体の事務所の住所、団体名、代表者の役職及び氏名を記入（団体名・代表者役職・代表者氏名のフリガナを記入）

役員名簿・団体規約等の写しを添付してください。

△団体で受けた登録は上位組織・下位組織を含む別団体への変更はできません。

△代表者が変更になった場合はその都度変更手続（A13-7）が必要です。

〒（461-0011）  
例：愛知県名古屋市中区白壁1-15-1  
総通公民館

フリガナ例：トウカイツツジチカイ ジチカイョウ デンパ タロウ

団体名例：東海総通自治会

代表者役職例：自治会長 代表者氏名例：電波 太郎

代理人による申請を行う場合は、

本欄を記入し委任状を添付すること

△グループ法人（親会社・子会社等）は別法人であるため委任状が必要です。

△登録人と登録人所有の施設の管理会社は別組織であるため委任状が必要です。

● 委任状の様式と記載例はダウンロード集の「A13-16 委任状」から入手できます。

1 申請  
(注：法人又は個人事業主は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。)

住所	都道府県—市区町村コード [ 記載不要 ] 〒（461-0011） 例：愛知県名古屋市中区白壁1-15-1
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ例：トウカイツツジチカイ ジチカイョウ デンパ タロウ 法人名例：東海総通株式会社 代表者役職例：代表取締役 代表者氏名例：東海 電波太郎

代理人

(注：代理人による申請の場合は、代理人に関する必要事項を記載し委任状を添付すること。)

住所	都道府県—市区町村コード [ 記載不要 ] 〒 ( - )
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ

注：登録事項証明書の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。

注：申請書及び別紙の用紙は、日本産業規格A列4番とすること。  
 注：申請書及び別紙への記載に鉛筆や消せるインクのボールペンなどの筆記用具を使用しないこと

2 電波法第 27 条の 24 第 2 項第 1 号への該当の有無  
有 無

3 登録又は再登録に関する事項

① 無線設備の規格	デジタル簡易無線局
② 無線設備の設置場所	例 1：全国の陸上及び日本周辺海域 例 2：全国の陸上及び日本周辺海域並びにそれらの上空
③ 周波数及び空中線電力	例 A： 351.2～351.38125 MHz までの 6.25 kHz 間隔の 30 波 5W 例 B： 351.03125～351.1 MHz までの 6.25 kHz 間隔の 12 波 5W 351.2～351.63125 MHz までの 6.25 kHz 間隔の 70 波 5W 例 C： 351.16875～351.19375 MHz までの 6.25 kHz 間隔の 5 波 1W 351.2～351.38125 MHz までの 6.25 kHz 間隔の 30 波 2W 例 D： 351.03125～351.1 MHz までの 6.25 kHz 間隔の 12 波 2W 351.10625～351.19375 MHz までの 6.25 kHz 間隔の 15 波 1W 351.2～351.63125 MHz までの 6.25 kHz 間隔の 70 波 2W
④ 登録の番号	記載不要
⑤ 登録の年月日	記載不要
⑥ 希望する登録の有効期間	
⑦ 備考	(連絡事項があれば記入)

無線機の仕様によって  
異なります。  
取扱説明書をご確認の  
うえ記入してください。  
※無線機が発射可能な  
周波数、空中線電力の  
最大値をすべて記載して  
ください。

以下の場合には「有」にチェック

- ①電波法を違反し、罰金以上の刑の執行を終え、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない場合
  - ②電波法を違反し、何らかの処分を受け、その処分の日から2年を経過しない場合
- これらに該当しない場合は「無」にチェック

A または B を選択した場合、  
②無線設備の設置場所の欄には例 1 の  
全国の陸上及び日本周辺海域  
を記入してください。

C または D を選択した場合、  
②無線設備の設置場所の欄には例 2 の  
全国の陸上及び日本周辺海域並びにそれらの上空  
を記入してください。

最長の有効期間（5年間）を希望する場合は記載不要  
5年間より短い有効期間を希望する場合はその年月日を記入

例えば、0.5W から 2W まで送信出力を選択可能な無線機であれば最大電力は 2W となるので、  
351.03125～351.1 MHz までの 6.25 kHz 間隔の 12 波 2W  
351.2～351.63125 MHz までの 6.25 kHz 間隔の 70 波 2W  
と電力の値を記入することになります

注：登録事項証明書の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。

## 4 電波利用料について

電波利用料（※手数料とは別に、登録後1年ごとに発生します。詳しくは[総務省 電波利用ポータル](#) | [電波利用料](#)をご確認ください。）

### 4 電波利用料

#### ① 電波利用料の前納

電波利用料の前納の申出の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
電波利用料の前納に係る期間	<input type="checkbox"/> 無線局の登録の有効期間まで前納します。 <input type="checkbox"/> その他（      年）	

有効期間までの間に電波利用料をまとめて納付を希望する場合は「有」にチェック

毎年納付を希望する場合は「無」にチェック

#### ① 電波利用料の前納 について

電波利用料の前納の申出の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
電波利用料の前納に係る期間	<input type="checkbox"/> 無線局の登録の有効期間まで前納します。 <input type="checkbox"/> その他（      年）	

※「有」にチェックした場合のみ  
どちらかにチェックする

最初の1年+有効期間までの一部の年の電波利用料を前納する場合は下の□にチェック

例：有効期間を5年間希望で、最初の3年分前納する場合

その他（    2 年） と記入する。（最初の1年分+2年分=3年分前納）

有効期間までのすべての年の  
電波利用料を前納する場合は  
上の□にチェック

注：申請書及び別紙の用紙は、日本産業規格A列4番とすること。  
 注：申請書及び別紙への記載に鉛筆や消せるインクのボールペンなどの筆記用具を使用しないこと。

② 電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）

1の欄と同一のため記載を省略します。

住 所	都道府県—市区町村コード [ ] 〒 ( 1 0 2 - 0 0 7 4 ) 例：東京都千代田区九段南1丁目2-1
部署名	フリガナ例：トウカイソウツウカブシキカイシャ トウキョウ ムフ ソウムカ 例：東海総通株式会社 東京支店 総務部 総務課

法人の場合に限り、電波利用料納入告知書（電波利用料の納付書）の送付先を任意の部署・工場・支社・支店等に指定できます。

（団体及び個人で申請の方は何も記入しないでください）

「1 申請者」の住所・名称以外を希望する場合（例：部署名まで記載してほしい、支店に送付してほしい）は、チェックを入れず、送付先の住所、法人名、部署名を記入してください。

「1 申請者」の住所・名称を希望する場合は「 1の欄と同一のため記載を省略します。」にチェックしてください。

△個人名は記入不可

△代理人や協力会社・グループ会社等の別法人も指定不可

5 申請の内容に関する連絡先（法人・団体は部署名又は役職名も記載すること。）

所属、氏名	フリガナ例：ムセンツウシンブ リクシヨウカ テンパ シロウ 例：無線通信部 陸上課 電波 次郎
電話番号	例：052-971-9623（携帯 090-1111-1111）
電子メールアドレス	例：jirou-denpa@soumu. go. jp

申請書を作成された方（記載内容がわかる方）の日中に連絡可能な連絡先を記入  
 ※登録人以外の方が記入する場合は委任状を添付し代理人の欄を記入

△不備があった際に連絡がつかない場合は返送させていただきます。

- ・法人で組織内の役職がある場合は「課長 電波次郎」「会計 電波次郎」のように役職名も記入
- ・役職がない場合は内部の方であることがわかるよう法人名又は部署名・団体名も記入

注：登録事項証明書の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。

注：申請書及び別紙の用紙は、日本産業規格A列4番とすること。  
 注：申請書及び別紙への記載に鉛筆や消せるインクのボールペンなどの筆記

1 法人団体個人の別	<input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人	
2 住所	都道府県一市区町村コード [ 〒 (461-0011) 例：愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 電話番号 (052) 971-9623	
3 氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ例：トウカイツツカブシカイシャ 例：東海総通株式会社	
4 運用開始の予定期日	令和〇年〇月〇日	
5 希望する登録の有効期間		
6 開設の目的	【法人・団体の場合】⇒簡易な業務に使用するため 【個人の場合】⇒個人的用途	
7 無線設備の常置場所	都道府県一市区町村コード [ 記載不要 〒 (461-8795) 例：愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 総合通信ビル5階 □：2 住所の欄と同一のため記載を省略します。	
8 無線設備の工事設計の内容	識別符号 (CSM) (注：デジタル簡易無線局の場合に限る。)	例：200123456
	適合表示無線設備の番号	例：001-P01001
	製造番号	例：PD123456
	空中線の利得	記載不要
	指向方向	記載不要
9 備考	(連絡事項があれば記入)	

該当する箇所にチェック  
 認可地縁団体（登記あり）⇒法人  
 個人事業主⇒個人

【法人】法人名のみ記入  
 【団体】団体名、団体代表の役職及び氏名を記入  
 【個人】氏名を記入（屋号は書かないで下さい）

上記住所の代表電話番号を記入

申請書提出日から2週間以降先の日付を記入

最長の有効期間（5年間）を希望する場合は記載不要  
 5年間より短い有効期間を希望する場合はその年月日を記入

※防災・消防・人命救助を  
 目的に登録はできません。

識別符号 (CSM のそばの「2」で始まる9桁の番号)  
 適合表示無線設備の番号 (この記号とRのそばにある「001」などで始まる番号)  
 製造番号 (「製造番号」や「S/No.」「SER/ No.」の横に記載) をそれぞれ記入  
 △49 から始まる13桁の数字は製造番号ではありません。  
 「識別符号」「適合表示無線設備の番号」「製造番号」は無線機のバッテリーパックを外した本体側のラベルに下の図のような記載があります。  
 (車載機は本体側面などにラベル貼付)  
 ご不明の場合はメーカー等へお問い合わせください。



無線設備の保管場所を記入。申請者住所と同一の場合はチェック。  
 この住所を所管する通信局へ申請書を提出してください。(愛知県、岐阜県、三重県、静岡県は東海総合通信局へ提出)

## 【返信用封筒について】

登録事項証明書（無線局登録状）を郵送希望の場合は、以下の返信用封筒を同封して下さい。（直接受け取り希望の場合は不要です）

- 【登録状を折り曲げて良い場合】

長3封筒に返信先の住所・氏名（法人名・事業所名等）を記載し、110円切手を貼って下さい。

- 【登録状を折り曲げない場合】

角2封筒（A4用紙が入るサイズ）に返信先の住所・氏名（法人名・事業所名等）を記載し、140円切手を貼って下さい。

なお、郵便物の亡失を防ぐため、簡易書留等をご利用されることを推奨します。

この場合、返信用封筒に簡易書留（+350円）等の利用料金を含んだ切手を貼付の上、「簡易書留」等を封筒に明記してください。

△「簡易書留」等を希望であっても、切手貼付額が不足の場合は、通常郵便にて送付しますので予めご注意願います。

【書類の送付先】 〒461-8795

名古屋市東区白壁1-15-1

東海総合通信局 陸上課 企業担当

【問い合わせ先】 電話番号：052-971-9623

（平日 8:30～12:00 13:00～17:15）